

福山市監査委員告示第10号

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定により実施した監査の結果に係る措置について、同条第12項の規定により福山市長から通知があったので、同項の規定により公表します。

2018年（平成30年）10月24日

| | | | |
|---------|-----|---|---|
| 福山市監査委員 | 近藤 | 洋 | 児 |
| 福山市監査委員 | 山下 | | 清 |
| 福山市監査委員 | 池上 | 文 | 夫 |
| 福山市監査委員 | 五阿彌 | 寛 | 之 |

2017年度（平成29年度）監査における指摘事項の措置通知

経済環境局 文化観光振興部

| 指 摘 事 項 | 措 置 内 容 |
|--|---|
| <p>文化振興課（旧教育委員会管理部文化財課） しんいち歴史民俗博物館及びあしな文化財センター清掃業務について</p> <p>当該業務は、しんいち歴史民俗博物館及びあしな文化財センターにおける清掃業務を委託により実施するものである。</p> <p>当該業務は、2017年（平成29年）4月から3年間の長期継続契約で、業者選定に当たっては、指名競争入札により実施している。</p> <p>[要望事項]</p> <p>② 契約においては、適正な履行を確保されたい。</p> | <p>[要望事項]</p> <p>② 契約締結後に提出しなければならないとされている作業実施計画書等は、2018年（平成30年）4月から仕様書に定めたとおり提出させ、また、清掃業務委託実施報告書は2018年（平成30年）1月31日付け分から確認欄を設けた。業務委託検査報告書は担当課用の様式を使用し、2018年（平成30年）2月1日付け分から適正に履行した。</p> |

2017 年度（平成 29 年度）監査における指摘事項の措置通知

市民局 市民部

| 指 摘 事 項 | 措 置 内 容 |
|--|---|
| <p>後期高齢者医療課</p> <p>健康診断費補助について</p> <p>当該補助は、後期高齢者医療被保険者の健康の保持増進を図ることにより、後期高齢者医療制度の健全な運営に資することを目的として、市内に住所を有する被保険者に対し、脳ドックの受診に要する経費の一部を助成するものである。</p> <p>補助金交付に当たっては、「福山市後期高齢者医療脳ドック補助金交付要綱」に基づき、審査、交付決定等が行われている。</p> <p>[指摘事項]</p> <p>補助金交付事務においては、助成対象外の決定等について、文書による決裁を行うなど、適正に処理されたい。</p> <p>[要望事項]</p> <p>補助金交付要綱については、助成決定の取消しに係る事務手続を定めるなど、見直しを検討されたい。</p> | <p>[指摘事項]</p> <p>福山市後期高齢者医療脳ドック補助については、2018 年（平成 30 年）5 月受付分から、助成対象外の決定等について、文書による決裁を適正に行うよう徹底した。</p> <p>[要望事項]</p> <p>助成決定の取消しに係る規定を追加し、2018 年（平成 30 年）4 月 1 日付けで「福山市後期高齢者医療脳ドック補助金交付要綱」を改正した。</p> |

2017 年度（平成 29 年度）監査における指摘事項の措置通知

建設局 建築部

| 指 摘 事 項 | 措 置 内 容 |
|--|--|
| <p>建築指導課</p> <p>家屋耐震化推進費補助について</p> <p>当該補助は、地震の際の住宅の倒壊等による被害の軽減を図るため、住宅の耐震性の向上に資する診断、改修等を行う者に対し、当該診断、改修等に要する経費の一部を助成するものである。</p> <p>補助金交付に当たっては、「福山市木造住宅耐震診断費補助事業実施要綱」、「福山市木造住宅耐震改修費等補助事業実施要綱」に基づき、審査、交付決定等が行われている。</p> <p>[指摘事項]</p> <p>支出負担行為の整理に当たっては、福山市予算規則を遵守されたい。</p> | <p>[指摘事項]</p> <p>支出負担行為の整理に当たり、福山市予算規則を遵守するため、2018 年（平成 30 年）1 月 22 日に「申請等管理票」を作成した。</p> <p>2018 年度（平成 30 年度）の事業実施に当たっては、「申請等管理票」に基づき、チェック機能を強化し、予算執行を行った。</p> |